

公 示

制定	平成 21 年	6 月 30 日	公示第 46 号
改正	平成 22 年	6 月 30 日	公示第 28 号
改正	平成 25 年	3 月 18 日	公示第 77 号
改正	平成 26 年	2 月 28 日	公示第 123 号
改正	平成 30 年	1 月 16 日	公示第 79 号
改正	平成 30 年	12 月 21 日	公示第 64 号
改正	令和 元年	12 月 13 日	公示第 71 号
改正	令和 2 年	11 月 25 日	公示第 55 号
改正	令和 3 年	9 月 16 日	公示第 63 号
改正	令和 5 年	5 月 1 日	公示第 12 号
改正	令和 5 年	5 月 16 日	公示第 20 号
改正	令和 5 年	6 月 15 日	公示第 35 号

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 14 年 1 月 15 日付け公示第 85 号。以下「運賃制度」という。）の 3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 21 年 6 月 30 日

東北運輸局長 木場 宣行

記

1. 適用する運賃適用地域

青森県全域
岩手県 A・B 地区
宮城県 A・B 地区
秋田県 A・B 地区
山形県 A・B 地区
福島県全域

2. 車種区分

岩手県 A・B 地区、宮城県 A・B 地区、秋田県 A・B 地区、山形県 A・B 地区、
福島県全域
別表 1 のとおり
青森県全域
別表 2 のとおり

附 則

本公示は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年6月30日付け公示第28号）

本公示は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成25年3月18日付け公示第77号）

本公示は、平成25年3月18日から適用する。

附 則（平成26年2月28日付け公示第123号）

本公示は、平成26年2月28日から適用する。

附 則（平成30年1月16日付け公示第79号）

本公示は、平成30年2月25日から適用する。

附 則（平成30年12月21日付け公示第64号）

本公示は、平成31年2月1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日付け公示第71号）

本公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年11月25日付け公示第55号）

本公示は、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和3年9月16日付け公示第63号）

本公示は、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和5年5月1日付け公示第12号）

本公示は、令和5年5月31日から適用する。

附 則（令和5年5月16日付け公示第20号）

本公示は、令和5年6月15日から適用する。

附 則（令和5年6月15日付け公示第35号）

本公示は、令和5年7月15日から適用する。

適用地域：

岩手県 A・B 地区、宮城県 A・B 地区、秋田県 A・B 地区、山形県 A・B 地区、
福島県全域

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員 7 名以上のもの。 但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃 機関を有しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 6 名以 下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 7 名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員 6 名以 下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員 6 名以下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員 6 名 以下のもの。 同条に定める軽自動車で福祉輸送事業にのみ使用するもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を 有しないもので乗車定員 6 名以下のもの。

備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
-----	--

適用地域：
青森県全域

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員9名以上のもの。 但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃 機関を有しない自動車を除く。</p>
大 型 車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量 2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 8名以下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名 以上のもの。</p>
普 通 車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量 2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8 名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のも の。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名 以下のもの。 同条に定める軽自動車福祉輸送事業にのみ使用するもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を 有しないもので乗車定員8名以下のもの。</p>
備 考	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>